



議会だより

第 165 号 (通巻第 257 号)
平成 27 (2015) 年 8 月 1 日
発行 島本町議会
編集 議会だより編集委員会
TEL (075) 962-6315
FAX (075) 962-6322

紙面の案内

- 2 面 可決された契約案件等 (6 月)、議決結果一覧表 (6 月)、一般質問
- 3 面 一般質問 (つづき)
- 4 面 一般質問 (つづき)、編集後記

5 月臨時会議

平成 27 年町議会 5 月臨時会議は、5 月 14 日に開催されました。島本町議会では、申し合わせにより 2 年ごとに議会内の各役職を見直すこととしており、今回の臨時会議では、正副議長選挙のほか、議会運営委員会や各常任委員会の委員の選任等が行われました。

議長

伊集院 春美氏



正副議長 就任のご挨拶

この度、議会の役員選挙により、議長・副議長の要職に就くことになりました。二元代表制の一翼を担う町議会として、住民福祉の維持・向上をめざし、多様化するニーズを的確に把握して、時代の要請に応えらるるよう、行政とともに努力してまいりたいと考えています。

副議長

川嶋 玲子氏



引き続き、町議会の運営に温かいご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。就任のご挨拶とさせていただきます。

議会選出監査委員に

岡田 初恵氏



議会の各役職等一覧 (平成 27 年 7 月 16 日現在)

| 役職・委員会名 | 氏名 | 議長 | 副議長 | 監査委員 (議会選出) | 議会運営委員会 | | 常任委員会 | | 議会推薦の委員等 | | | | | |
|---------|--------|-------|-------|----------------|---------------|---------------|----------------|----------------|----------|--------------|---------------|-------|----------------|-------|
| | | | | | 民生教育消防 | 総務建設水道 | 民生委員推薦会 | 島本町農業委員会 | 都市計画審議会 | 淀川右岸水防事務組合議会 | 議会だより編集委員会 | | | |
| 議長 | 伊集院 春美 | 川嶋 玲子 | 岡田 初恵 | 野村 行良 河野 恵子 | 平井 均 岡田 初恵 | 外村 敏一 関 重勝 | 川嶋 玲子 佐藤 和子 | 野村 行良 川嶋 玲子 | 清水 貞治 | 関 重勝 村上 毅 | 村上 毅 戸田 靖子 | 清水 貞治 | 野村 行良 川嶋 玲子 | 外村 敏一 |
| 副議長 | 川嶋 玲子 | 川嶋 玲子 | 岡田 初恵 | 野村 行良 河野 恵子 | 平井 均 岡田 初恵 | 外村 敏一 関 重勝 | 川嶋 玲子 佐藤 和子 | 野村 行良 川嶋 玲子 | 清水 貞治 | 関 重勝 村上 毅 | 村上 毅 戸田 靖子 | 清水 貞治 | 野村 行良 川嶋 玲子 | 外村 敏一 |

平成 27 年 5 月臨時会議 議決結果一覧表

| 件名 | 議決結果 |
|-----------------------------|---------|
| ○島本町議会議長の辞職について | 許可 |
| ○島本町議会議長の選挙 | 右表参照 |
| ○島本町議会議長の辞職について | 許可 |
| ○島本町議会議長の選挙 | 右表参照 |
| ○淀川右岸水防事務組合議会議員 1 人の補欠選挙 | 右表参照 |
| ○常任委員会委員の選任について | 許可 |
| ○議会運営委員会委員の選任について | 右表参照 |
| ○島本町都市計画審議会委員の推薦について | 右表参照 |
| ○島本町農業委員会委員の推薦について | 右表参照 |
| ○監査委員の選任につき同意を求めることについて | 同意 (全員) |
| ○島本町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について | 報告を承る |

6 月定例会議

平成 27 年町議会 6 月定例会議は、6 月 23 日から 25 日までの 3 日間、開催されました。初日から 2 日目にかけて、12 名の議員が町政の諸課題等について一般質問を行った後、前年度予算の繰越しに関する報告を受けました。その後 3 日目にかけては、契約案件や条例案など、計 10 件の議案について審議・採決を行いました。

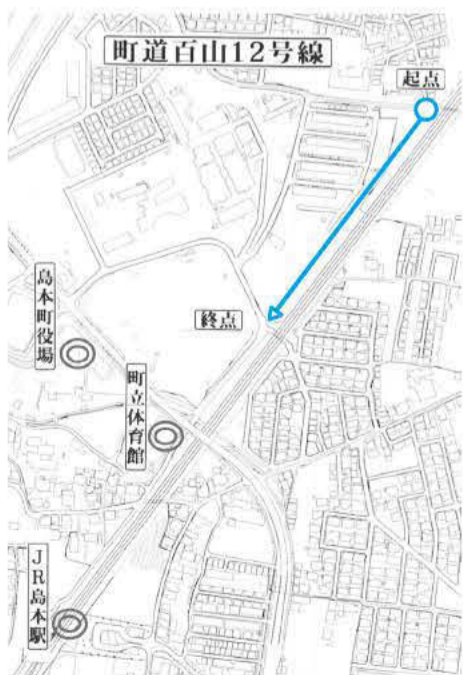
可決された条例等

補正予算を可決

○島本町税条例の一部改正について
地方税法の改正に伴い所要の規定を整備するほか、「エコー」や「わかば」などの旧 3 級品の製造たばこの特例税率廃止に伴う改正を行うもの。

○島本町税条例の一部改正
道路新設に係る事務経費や新たに実施する事業などについての予算措置として一般会計補正予算 (第 1 号) が提案され、議会はこれを原案どおり可決しました。なお、主な内容は次のとおりです。

- 町道路線の認定について
道路を新設するにあたり、路線の認定を行うもの。名称は町道百山 12 号線 (左図矢印部分) で、自転車歩行者専用道路としての整備を予定。
- 老朽化の著しい公用車の更新に係る費用 (230 万円)
- 児童公園用地 (借地) 返還による原状回復のための樹木伐採処分費用 (250 万円)
- 前述の町道百山 12 号線の整備に係る測量や実施設計業務などの費用 (550 万円)





可決された契約案件等

6月定例会議には、本年度の主要施策の一つである小・中学校の耐震補強工事に係る契約議案が4件、そのほか中学校給食実施に向けた第二中学校の給食棟増築工事、桜井跨線橋の長寿命化計画に基づく補修・補強工事など計7件の契約議案が町長から提出され、慎重審議の結果、全員賛成でこれを可決しました。特に小学校の耐震工事については、夏休みを中心に工事を進めるとのことで、学童保育への影響、また子ども達の安全面などに多くの質疑があり、執行部からも安全対策には万全を期すとの説明がありました。

○工事請負契約の締結について
(町立第一小学校耐震補強工事)

契約金額は1億7636万4千円、
契約業者は栗本建設工業株式会社、契約方法は随意契約。工期は平成28年2月15日までの予定。

○工事請負契約の締結について
(町立第二小学校耐震補強等工事)

契約金額は2億3500万8千円、
契約業者は株式会社中道組、契約方法は指名競争入札。工期は平成28年2月15日までの予定。

○工事請負契約の締結について
(町立第四小学校耐震補強等工事)

契約金額は2億7227万8800円、
契約業者は共同建設株式会社、契約方法は指名競争入札。工期は平成28年2月15日までの予定。

○工事請負契約の締結について
(町立第一中学校耐震補強等工事(第一期))

契約金額は8898万1200円、
契約業者は株式会社掛谷工務店、契約方法は指名競争入札。工期は平成27年12月21日までの予定。

○工事請負契約の締結について
(町立第二中学校給食棟増築工事)

契約金額は3億8344万8600円、
契約業者は中川企画建設株式会社、契約方法は指名競争入札。工期は平成28年3月15日までの予定。

○工事請負契約の締結について
(桜井跨線橋補修・補強工事その3)

契約金額は6585万6240円、
契約業者は株式会社オカモト・コンストラクション・システム大阪支店、契約方法は指名競争入札。工期は平成28年3月31日までの予定。

○動産の買入れについて

消防本部設置の自家発電機設備を更新するためのもので、買入れ金額は1058万4千円、買入れ先は協和テクノロジー株式会社。



平成27年6月定例会議 議決結果一覧表

| 件名 | 議決結果 |
|-------------------------------------|--------|
| ○議長の常任委員辞任について | 許可 |
| ○平成26年度島本町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について | 報告を承る |
| ○町道路線の認定について | 可決(全員) |
| ○工事請負契約の締結について(桜井跨線橋補修・補強工事その3) | 可決(全員) |
| ○工事請負契約の締結について(町立第一小学校耐震補強工事) | 可決(全員) |
| ○工事請負契約の締結について(町立第二小学校耐震補強等工事) | 可決(全員) |
| ○工事請負契約の締結について(町立第四小学校耐震補強等工事) | 可決(全員) |
| ○工事請負契約の締結について(町立第一中学校耐震補強等工事(第一期)) | 可決(全員) |
| ○動産の買入れについて | 可決(全員) |
| ○島本町税条例の一部改正について | 可決(全員) |
| ○平成27年度島本町一般会計補正予算(第1号) | 可決(全員) |

※原稿は、質問した議員の責任において作成されたものです。

いっぱんしつもん

12人の議員が一般質問を行いました。紙面の都合上、要約してお伝えします。

税の滞納状況とその取組みについて

関 重勝

問 納税者の納税意識を低下させないためにも、厳正な税の滞納整理は必要不可欠と考えるが、本町の住民税・固定資産税などの地方税の滞納状況とその取組みについて問う。

答 平成26年度現在の滞納状況については、個人住民税が674件で約6750万円、固定資産税・都市計画税が234件で約5200万円などであり、町税全体の滞納額は合計2億9900万円である。

問 税の公平化を担保するためにも、支払う能力や資産がありながら納税に応じない者に対しては、強制的な手続の判断も必要ではないのか。

答 支払う能力や資産がありながら、理由なく納税に応じない者に対しては、法律に則り、預金や給与などの差押えを行う。平成26年度の差押え件数は生命保険2件、預金16件、給与1件、不動産3件の合計22件である。

問 それでも回収できない滞納分はどのように処理するのか。

答 「地方税法」の規定により滞納処分は執行停止を行い、不納欠損処分を行なう。

問 不納欠損処分の欠損額及び件数の状況はどうか。

答 不納欠損については、平成24年度は152件で938万円、平成25年度は156件で509万円、平成26年度は概算だが113件で450万円である。

少子高齢化社会における島本町の取組みについて

田中 修

問 全国的に人口減少・少子高齢化が進む中、介護の問題など深刻な状況がある。他の自治体では様々な取組みをしているが、本町の発展を考える上で、必要で効果的な施策はどのようなものか。

答 今後、人口減少・少子高齢化が進むと生産年齢人口が減少し税収の確保が困難になる。一方で、住民の高齢化による扶助費の増加、施設の老朽化対策費等の増加など厳しい行財政運営を強いられると考える。本町としては定住促進のためのPR・子育て支援策の充実、安定した雇用の創出などを図り、地域の魅力を高め、人口減少に歯止めをかける積極的な取組みが必要と考えている。

問 少子化による人口減少の対策として、女性・高齢者・障害者の労働をはじめとした社会参加が求められているが、本町の対応は。

答 女性の社会参加を促進するためには、待機児童の解消などとともに、長時間労働の是正や柔軟な勤務形態の導入など、企業等での取組みも欠かせない。また、高齢者のそれについては高齢者の生きがいづくりの推進として、年長者クラブ・シルバー人材センターへの支援、年長者福祉センターの運営等を実施している。障害者の社会参加については雇用促進・就労支援を実施している。



空き家対策について

平井 均

問 空き家の中には、適切な管理がされていない空き家も多く、安全性の低下や防犯面、公衆衛生の悪化等、地域住民の住環境に深刻な影響を及ぼしている空き家もある状況から、昨年11月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が成立し、今年5月26日に全面施行された。そこで、島本町でできる空き家対策について、考え方を伺う。

答 老朽化が顕著な危険性の高い空き家を特定し、空き家等への除去に向けた速やかな措置が、所有者や管理者等により、自主的に行われるような制度構築に努めたい。

問 実態把握する事が必要と思うが、考え方を伺う。

答 費用対効果を勘案し、家屋の全数調査よりは、空き家が多く立地している可能性のある特定地域を抽出し、先行的に実態調査を実施し、本町の空き家の状況を把握する事が肝要と考えている。

問 今回の法施行を契機として、空き店舗を活用した新たなにぎわいづくりを本町として推進できないのか伺う。

答 「百円商店街」等の取り組みは行っているが、改善にまでは至っていない。全国的には、空き家から始まる商店街のにぎわい創出プロジェクトを立ち上げ、意欲的に取り組まれている自治体もあるようだが、今後、調査・研究してまいりたい。

住宅扶助について

野村 行良

問 生活保護法の保護基準に基づく「住宅扶助」の限度額が本年7月1日から新基準となるが、その内容と影響は。

答 島本町は、生活保護の級地区分「2級地の1」で、旧基準では、単身世帯で4万2千円、2〜5人世帯で5万5千円。新基準では、単身世帯は3万8千円、2人世帯は4万6千円、3〜5人世帯は4万9千円と、いずれも減額。単身世帯で36世帯、2人世帯で7世帯、3〜5人世帯で2世帯が影響を受ける。

問 新基準への改正に伴う対応を伺う。

答 現在の家賃額が新基準を上回る場合、家賃の引き下げが可能か貸主に確認し、協議いただくよう伝えている。引き下げが困難な場合は、原則、新基準の範囲内で借りられる住居へ転居をお願いすることになるが、それまでの家賃が旧基準の範囲内で、引き続き住宅扶助を受給される場合、更新月または平成28年6月までは、旧基準額を適用する経過措置が設けられている。

問 経過措置後の対応は。

答 転居によって自立阻害のおそれがある場合、経過措置期間終了後も旧基準適用を可能とする特例措置が設けられており、この適用の可能性も十分検討し慎重に対応する。

その他の質問項目
▼空き家対策について

自転車交通政策について問う

～人が主役のまちづくり～

戸田 靖子

問 自転車の歩道走行が許される「例外」とは。

答 「自転車通行可」の道路標識がある場合や、運転者が13歳未満もしくは70歳以上、または身体に障害を負っている場合など、「道路交通法」に規定されている。

問 年齢の例外規定がほとんど知られていない。また、「例外」的に歩道を走る場合は車道寄り、なおかつ直ちに止まれる速度とされているが、周知されていない。歩行者に対して自転車が歩道上で加害者となつた場合、民事・刑事上、道義的に100対0で自転車運転者が責任を負うことになると思われ。たとえ中学生でも負うべき責任は重くなる。小学生への交通安全講習が鍵。学校・教育現場における自転車交通安全対策の内容を抜本的に見直す必要があるのではないか。

答 6月1日施行「改正道路交通法」を受けて、学校長に対して制度の周知、指導の徹底を指示した。

問 学校で習ったことを町の大人たちが守っているかが重要。啓発や講習内容の見直しなど、すぐにできることはある。見解を。

答 事故の事例、高額賠償事例について周知する必要があると認識している。

その他の質問項目
▼組体操の危険性について

国保運営を町から大阪府に移すことが決定したが町の対応策はどうか

外村 敏一

問 平成30年度から国保運営の主体が市町村から都道府県へと移管される。比較的健全な保険財政運営の本町にとり赤字団体が多数大阪府下での一体運営となればそのしわ寄せが来ると心配している。どんなスケジュールで自治体の課題調整をして行くのか。

答 本改革が遅滞なく制度移行すべく本年5月「大阪府・市町村国保広域化調整会議」を設置し、運営方針や標準保険料率など検討して行く。又平成28年度には仮称「大阪府国保運営審議会」を設置し、運営に関する重要事項について審議する予定となっている。

問 この広域化調整会議や審議会に本町は参画できる仕組みになっているのか。

答 広域化調整会議には本町健康福祉部長が府より委員として選任され参画している。

問 広域化調整会議への町村からの代表選任は何名か。

答 3町が委員選任された。制度改革に伴い今後国からの財政支援がある。本年度は大阪府に約150億円が見込まれ、既に予算計上している自治体もあるが、町の考えは。

答 正式決定後に補正すべく当初予算の計上は見送った。本町としては約2600万円の歳入を見込む。

その他の質問項目
▼空き家対策特別措置法でどう変わるか本町の空き家対策

第三小学校(第四保育所)整備基本構想は現場・保護者の意見を聞いて決定を

河野 恵子

問 三小・四保の教職員や保育士、PTA保護者全員に基本構想や各プランの比較検討表等を配布し意見を募り、最終的に議会で決めるべきだ。

答 関係者等から意見を聞くことは順次進め、議会にも最終的な計画を示し、予算を含めた審議を行って頂きたい。

問 基本構想は、文部科学省の「小学校設備整備指針」に基づくものか。

答 形が決まれば設計段階でそれに沿って整備していくが、現時点でそこまでの詳細はできていない。

問 整備指針に照らし、基本構想に至つたとは言えない状態である。基本構想に記載の「就学前の子どもの教育・保育環境の整備」基本方針に何行も割るのであれば、「小学校施設整備指針」を踏まえるべきであることを強く指摘しておく。小学校耐震化と四保を一緒に進めることに集中する結果、小学校施設として十分になることは許されない。設計予算のスケジュールはいつか。

答 9月議会が望ましいと考えている。基本構想は、ホームページでも閲覧してもらえらる形は取った。個別説明はしていないが、意見集約については、早急に詰めたい。

問 具体的に説明会を開催して、直接意見を聞く場を持つことが不可欠、町長に伺う。
答 教育委員会に委ねたい。

18 歳選挙権について

川嶋 玲子

問 国において、18 歳から投票ができるようにするための、「公職選挙法」改正案が可決成立し、来年夏の参議院選挙から適用される。新たに、有権者になる 18・19 歳の未成年者は、約 240 万人で 70 年ぶりの改正となる。若者の政治参加や投票率の向上に繋がると期待され、中でも重要なのは、学校現場における「主権者教育」の充実と言われている。本町の考えを伺う。

答 近年、少子高齢化が進み、特に社会保障について、将来を担う世代の給付や負担が政治の大きな課題となる中、若い世代の政治参加を定着させる意味でも、非常に重要な政策であると認識している。選挙並びに明るい選挙推進協議会と協議し、対応していきたい。教育現場においては、さらに関心を持って取り組み、さらなる授業研究に努める。

問 国では「主権者教育」の対象は高校生となっているが、将来的に 18 歳を迎える中学生等も、意識づくりとして主権者教育の範囲内にあると考える。各地では模擬投票など取り入れている学校もあるが、考えを伺う。

答 そういった取り組みも今後重要と思っている。協力体制、学校現場での取り組み等、十分協議してまいりたい。

その他の質問項目
▼自転車安全利用について

町道の安全について

佐藤 和子

問 町道の傷みが目につく。「町道のパトロール」はどうなっているか。

答 町内を六つのエリアに分け毎月 1 回実施している。車道に設置しているマンホールや暗渠の蓋の周辺は劣化しやすい箇所。パトロールの際には特に注視して行い、破損等確認した場合は応急処置や順次修繕を実施している。占有物件の場合は各占有者に、必要な応急処置や改善をお願いしているケースもある。

問 今、工事車両、大型車両が走っている。これからも増えていくが、大型車両の通る道路の対策は。

答 大型車両が多く通る幹線道路は、生活道路より舗装の厚さを厚く設計する等、交通の状況に応じた設計をしている。

問 幹線道路には対策が取られているが、そこから入って目的地に行く、いわゆる生活道路が、大型車両で傷んだ場合はどうか。

答 原因者が特定できる場合は、協議のうえ補修等の対応は可能かと考える。

問 生活道路はへこみ、傷みの無い状態が当たり前。傷みの無い状態を維持できるように求める。

答 町道の管理延長は、現在 71・173 km に及ぶ。今後も道路の損傷などの早期発見に努め、適切な補修が行えるよう努めたい。

水無瀬駅前タクシー車庫跡地売却

村上 毅

問 本件における地域住民の要望は。

答 地元自治会と話し合いの場を持ち、自治会が集うコミュニティの場の創設や、行政サービスコーナーの設置など、地域住民サービスの充実に関する要望を頂いている。現在、水無瀬自治会集会所の代替地として、第一中学校のコミュニティルームを当該自治会の皆さまが集える場とさせて頂いている。他市町村で行政サービスコーナー廃止の動きがある中で、本町としても、その様な状況を見極めながら方針を決定せざるを得ない。

問 その後の跡地売却の動向は。

答 これまで新たな行政サービスコーナーの設置など、様々な手法について検討してきたが、現在、国で進められているマイナンバー制度の導入に伴い、多くの自治体に住民票の写しなどのコンビニ交付の実施を予定していると聞き及ぶ。こういった社会情勢の変化に伴い、本年度の施政方針で示しているとおり、阪急水無瀬駅前まちなみづくりは、将来にわたる島本町の玄関口として長期的な視点に立ち、これまで検討を重ねてきたタクシースタンド跡地の民間への売却等について、現状及び将来のことも含め悔いを残す事のないよう、今後のあり方について慎重に検討している。

個人情報漏洩の危険性のあるマイナンバー制度の延期を！

平野かおる

問 年金情報約 125 万件が外部に流出した。情報漏洩、プライバシー侵害を懸念する不安の声が増しに高まっている。今年 10 月から始まるマイナンバー制も、標的にならないか、不安がさらに募っている。共通の個人番号で納税実績や社会保障分野など多くの情報を結びつける。預貯金口座、予防接種履歴、特定健診情報などにマイナンバーの利用を挙げ、健康保険証にも使う構想もありリスクが大きすぎる。対応策を問う。

答 住民の皆様が個人情報流出する等の事故がないよう、適切な安全管理措置に努めながら、制度導入に向け、計画的に事務を進めたい。

問 厚労省は年金業務へのマイナンバーの利用にあたり特定個人情報保護評価をし、十分な措置を講じていると評価していたが情報流出が起きた。町の事務の特定個人情報保護評価の信頼性はどうか。

答 絶対安全とは申し上げにくい。法律に基づき、住民の利便性の向上を図るため制度を進めていく必要がある。

問 個人番号カードがなくとも行政サービスは受けられる。カード交付申請は義務ではない、と広報すべきではないか。

答 わかりやすく広報する。国に制度導入の延期の声をあげるべきではないか。

通学路について

清水 貞治

問 通学路グリーンベルトの設置状況と今後の計画は。

答 第一小学校の正面から府道西京高槻線までの区間や第四小学校区の国道 171 号から高浜学園前までの区間に設置。今年度、第二小学校区の東大寺三丁目地内の一部に設置予定。その他の地域についても、順次計画的に整備する。

問 本町のゾーン 30（速度規制）に対する考え方を伺う。

答 東大寺一丁目から三丁目地内がゾーン 30 として設定。他の地区も、ゾーン 30 における交通安全対策について、具体的な整備を含め取り組む。

問 今後は関係部署が足並みを揃え、連携し、他市で起こった登校時での交通事故等が起る前に、グリーンベルトやゾーン 30 等、安全対策を計画的に、スピードを速めて対応してもらうことを強く要望し、最後に、通学路を含めた交通安全対策、防犯灯の整備について、島本町交通安全推進協議会の会長でもある町長の考えを伺う。

答 島本町は 1 千人当たりの犯罪件数が府内でも 2 番目か 3 番目に低いとお聞きした。「安全で安心なまち」は住みやすい町で、その町のブランド。今後ともハード・ソフトの両面から「安全・安心なまちづくり」を推進する。

その他の質問項目
▼防犯灯について

前期議員研修

7 月 13 日、立命館大学政策科学部の森裕之教授を講師に迎え、「公共施設マネジメントについて」をテーマに講演をいただきました。人口減少社会と、高度経済成長期に建てられた公共施設の更新時期を迎えるにあたり、将来世代に負担を残さないため、公共施設の総量圧縮や再編の取組みを行っている先行事例等について学びました。



議会を傍聴しませんか

平成 27 年町議会 9 月定例会議は左記のとおり開催予定です。

- 本 会 議**
 9 月 3 日(木)、4 日(金)
 7 日(月)、8 日(火)
 10 月 1 日(木)
- 総務建設水道常任委員会**
 9 月 10 日(木)、11 日(金)
 14 日(月)
- 民生教育消防常任委員会**
 9 月 15 日(火)、17 日(木)
 18 日(金)

編集後記

暑さ厳しき折、皆様におかれましては体調管理に留意していただき、御健康・無事故をお祈り申し上げます。さて、議会だより編集委員会では、新たな委員構成となりスタート致しました。さらに、住民の皆様によりやすしくお伝えし、議会をより身近に感じていただけるよう、委員一同努力してまいります。(K・R)

